

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和5年10月20日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉渕教育長 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 中上委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

令和5年10月20日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
令和4年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について
第4期横浜市教育振興基本計画 令和4年度の進捗状況について
第4次図書館情報システムの稼働に伴う令和5年度の年末年始休館について
市立図書館秋のイベント「やっぱり読書の秋」について
- 3 審議案件
教委第32号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について
教委第33号議案 教職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は中上委員より欠席の連絡を頂いております。

初めに、会議録の承認を行います。9月1日の会議録の署名者は森委員と四王天委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、9月15日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 9/21 本会議（第3日）議案議決、決算上程・決算特別委員会設置・付託、決算第一特別委員会（運営方法等協議）
- 9/29 決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）
- 10/11 決算第一特別委員会（局別審査）
- 10/18 決算第一特別委員会（採決）
- 10/19 本会議（第4日）決算議決

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、9月21日に本会議第3日目が開催され、議案議決、決算上程・決算特別委員会設置・付託が行われ、さらに決算第一特別委員会が開催され、運営方法等の協議が行われました。

9月29日には決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）が行われ、また、10月11日に決算第一特別委員会（局別審査）が行われました。

続けて、10月18日に決算第一特別委員会が開催され、採決が行われ、10月19日に本会議第4日目が開催され、決算議決が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 9/16 Yokohama English Quest
- 9/19 教員養成講座
- 9/22 心の教育ふれあいコンサート
- 9/29 山内小学校創立150周年記念式典
- 10/16 スクールミーティング

(2) 報告事項

- 令和4年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果に

ついて

- 第4期横浜市教育振興基本計画令和4年度の進捗状況について
- 第4次図書館情報システムの稼働に伴う令和5年度の年末年始休館について
- 市立図書館秋のイベント「やっぱり読書の秋」について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、9月16日に、Yokohama English Quest が象の鼻パーク等で行われ、四王天委員が出席されました。

9月19日に、桜丘高等学校で教員養成講座が開催され、鯉淵教育長、中上委員、森委員、木村委員、大塚委員が視察されました。

9月22日に、横浜みなとみらいホールで開催されていた心の教育ふれあいコンサートに四王天委員が出席されました。

9月29日に、山内小学校創立150周年記念式典が行われ、森委員が出席し、挨拶されました。

10月16日に、市ヶ尾中学校でスクールミーティングを実施し、鯉淵教育長、森委員、四王天委員、大塚委員が出席されました。

続いて、報告事項として、この後、所管課から4点報告いたします。まず、1点目ですが、「令和4年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果について」、2点目は、「第4期横浜市教育振興基本計画 令和4年度の進捗状況について」、3点目は、「第4次図書館情報システムの稼働に伴う令和5年度の年末年始休館について」、最後に4点目ですが、「市立図書館秋のイベント『やっぱり読書の秋』について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、次に「令和4年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果について」、所管課から御報告いたします。

近藤人権健康
教育部長

人権健康教育部長の近藤でございます。令和4年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果が出ましたので、御報告させていただきます。詳細についてはそれぞれの担当課長から御報告させていただきます。

住田人権教育・
児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の住田でございます。それでは、「令和4年度『暴力行為』・『いじめ』・『長期欠席』の状況調査結果について」、御報告いたします。

まず、表の1枚目を御覧ください。「調査の目的」ですが、児童生徒の問題行動等について、横浜市立小中学校（義務教育学校含む）の実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくことを目的としております。「調査対象期間」は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。「調査対象学校数」は、小学校340校、中学校148校です。

「調査内容及び結果」につきましては、表にまとめております。まず、暴力行為の発生件数は4,939件でした。以下、前年度、1,000人当たりというところを御覧ください。いじめの認知件数につきましては12,248件です。長期欠席者数は10,771人、うち不登校児童生徒数は8,170人でした。

「暴力行為について」です。横浜市では、児童支援・生徒指導専任教諭が中心となって、軽微な暴力行為を見逃さず、組織で把握しており、1,000人当たりの件

数が全国平均を上回っています。児童生徒の内面や、その背景の理解に努め、未然防止の取組に重点を置き、あたたかい人間関係づくりやチーム学校としての対応及び関係機関との連携強化をさらに進めていきます。

次に、「いじめ（認知件数）について」です。文部科学省の見解に基づき、初期段階のいじめを「学校いじめ防止対策委員会」により積極的に認知したことや、けんかやトラブルを双方が傷ついたことに着目し、相互に「いじめ」として認知した結果、認知件数が大きく増加し、全国平均に近づきました。今後も、早期発見・早期対応に努めます。

「不登校について」です。不登校児童生徒数の増加率（23.5%）は、全国の増加率22.1%とほぼ同様となっています。長期化するコロナ禍による生活環境の変化や、不登校に対する保護者の意識の変化などが背景として考えられます。学校内・学校外・家庭等、児童生徒一人ひとりに合った安心できる居場所と個別最適な学びを提供できるよう、引き続き多様な支援に取り組んでまいります。

続いて、資料のほうを御覧ください。内容は表1ページに書いてありますので、順を追って説明いたします。

1枚目めくった2ページを御覧ください。「1 暴力行為の状況（1）暴力行為の発生件数」につきまして、小学校の形態別、形態と言いますのは、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊が、形態別にグラフと表にまとめてあります。小学校・中学校ごとになっております。四角囲みの中です。小学校の暴力行為発生件数は前年度に比べ減少、中学校は前年度に比べて増加していますが、小中学校の暴力行為発生件数合計は、ほぼ横ばい状態です。内訳としては、前年度までと同様に生徒間暴力が最も多く、次いで器物損壊、対教師暴力、対人暴力の順です。小学校では、前年度と比べて生徒間暴力が290件（8.6%）減少しました。これまで微増が続いておりましたが、初めて減少に転じました。中学校では、全ての形態において発生件数が増加しました。令和2年度まで減少が続いていた生徒間暴力は、前年度に続き増加しています。

3ページを御覧ください。「1 暴力行為の状況（2）学年別暴力行為者数」です。小学校の暴力行為者数の学年別、中学校の暴力行為者数の学年別、それぞれ過去5年間にわたってグラフと表にまとめてあります。小学校の暴力行為者数は、令和2年度から学年間の差が小さくなっています。前年度比では、1年生、3年生、6年生は減少、2年生、4年生、5年生は増加しています。中学校は減少傾向が続いていましたが、令和2年度から1年生で増加しています。1年生の暴力行為者数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が続いています。

続いて、4ページを御覧ください。「1 暴力行為の状況（3）特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況」です。1人が5件以上暴力行為を起こした人数を、過去5年間にわたって小学校・中学校別にグラフ化しています。また、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況につきまして、学年ごとにその人数と件数を表に表しています。小学校では、5件以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から17人（25%）、件数は前年度から40件（8.2%）減少しました。中学校では、同じような繰り返しの暴力行為は、生徒数が前年度から4人（66.7%）、件数は前年度から49件（117%）増加しました。

「今後の対応」です。暴力行為の防止には、様々な特性がある児童生徒の内面や、その背景を共感的に理解し、適切に支援する必要があります。学校は、引き続き「人権尊重の精神を基盤とする教育」の徹底や「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」を推進し、暴力行為の防止に努めます。生徒間暴力が最も多いことを鑑みると、学校においては、教育相談の充実や自己肯定感の育成のため

に、子どもの社会的スキル横浜プログラムの一層の活用が求められます。また、授業づくりや学校行事等の企画運営において、学校全体で特別支援教育の視点を踏まえた取組を進めます。児童支援・生徒指導専任教諭が中心となり、児童生徒の小さな変化に早期に気づき、速やかに専門家と連携した支援を行うことができる体制づくりを推進し、「チーム学校」としての機能充実に努めていきます。

続いて、5ページの「2 いじめ（1）いじめの認知件数・いじめの態様」です。「いじめの認知件数」を過去5年間にわたって表に表しています。また、いじめの態様は複数回答になっておりますが、表の中にまとめています。いじめの認知件数は、前年度から小学校では3,860件（62.6%）増加、中学校では832件（59.9%）増加しました。小中合計では、前年度から4,692件（62.1%）増加しています。「いじめの態様」については、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の2項目を合わせると、小学校74.9%、中学校78.8%と、いずれも7割を超えています。

6ページに行きます。「（2）いじめの年度内における解消率・解消件数」です。小学校、中学校、合計を表とグラフに表しております。いじめの年度内の解消率は、小学校では56.2%、中学校では49.8%、小学校、中学校合計で55.1%となっています。解消件数は、小学校で1,830件増加、中学校で343件増加し、小学校、中学校合計では2,173件増加しています。年度内に解消できなかったいじめについて、神奈川県調査に基づき、令和5年7月末において（国の調査時点から3か月後）確認できた令和4年度のいじめ解消件数2,651件を加えた解消率は76.7%（前年度81.7%）となっております。

続いて、7ページ目です。「（3）いじめ発見のきっかけ」です。「いじめ発見のきっかけ」を「学校の教職員等が発見」「学校の教職員以外からの情報により発見」という二つの中に、更に細かく分類して表にまとめてあります。いじめ発見のきっかけは、「当該児童生徒の保護者からの訴え」4,483件（36.6%）、「本人からの訴え」4,117件（33.6%）の二つで全体の70%以上を占めています。

「今後の対応」です。いじめ認知件数が大きく増加した理由として、各学校長のリーダーシップのもと、初期段階のいじめを「学校いじめ防止対策委員会」により積極的に認知したことや、けんかやトラブルを双方が傷ついたことに着目し、相互に「いじめ」として認知するようになってきたことが挙げられます。今後も、早期発見・早期対応に努めます。いじめの未然防止の取組として、「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」を推進し、児童生徒がいじめの定義への理解を深め、相手意識を育めるように「横浜子ども会議」の取組等を通じていじめの問題に向き合い、自分ができることを考えたり話し合う機会を充実させます。いじめの早期発見のために、日頃から児童生徒、保護者と信頼関係を築くことや、定期的な教育相談、アンケートの実施、横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を引き続き行っていきます。令和5年度から「いじめ早期発見のための記名式アンケート」を実施しており、実施後の教育相談や見守りを確実に行う等、教職員が児童生徒のSOSのサインを見逃さず受け止めることができるよう取り組んでいきます。

末吉 人権教育・児童生徒課担当課長

続きまして、次のページを御覧ください。人権教育・児童生徒課担当課長の末吉でございます。「3 長期欠席の状況」は私から御説明させていただきます。

8ページ「（1）長期欠席者数の内訳」です。過去5年の数字について、左側に表、右側にグラフで表しております。下の囲みを御覧ください。長期欠席者のうち、不登校は前年度比で1,554人（23.5%）増加、病気は109人（11.7%）減

少、新型コロナウイルスの感染回避は1,858人（70.3%）減少、その他については722人（42%）減少しております。小学校、中学校ともに不登校の数が増加し、新型コロナウイルスの感染回避とその他が減少しています。なお、長期欠席者の総数としては1,135人、前年度から9.5%減少しております。

次のページを御覧ください。「（2）不登校児童生徒数」に着目しております。左上から小学校での不登校児童数の推移、その右側が中学校の不登校生徒数の推移のグラフとなっております。囲みを御覧ください。小学校の不登校数は3,469人で、1,000人あたり19.7人となっております。中学校の不登校数は4,701人で、1,000人あたり60.5人となっております。右上に欠席日数別の不登校児童生徒数の表をつけております。囲みの中ですと、小学校では30日から89日欠席の児童が1,853人（53.4%）、中学校では欠席日数90日以上で出席日数が11日以上の子が2,346人（49.9%）と約半数になっています。出席が10日以下の児童生徒は、小学校で274人（7.9%）、中学校では583人（12.4%）となっております。左下、過去5年間の不登校児童生徒数の推移、また、その横に学年ごとの不登校児童生徒数のグラフをつけております。新たに不登校となった児童生徒ですが、不登校全体の56.2%、前年度は52.5%となっております。中学校1年生の不登校生徒数に占める新たな不登校の人数は1,055人、継続不登校の人数は260人となっております。中学1年生での新たな不登校の割合が、他の学年と比べ最も高くなっております。

10ページを御覧ください。続きまして、不登校の要因を表しております。

「（3）不登校の要因」ですが、不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐむ問題」が9.6%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が5.8%、本人に係る状況では「無気力・不安」が51.8%と高い割合を占めています。

続きまして、11ページを御覧ください。「（4）不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等」ということで、左上のところに表をつけております。左下の囲みですが、相談・指導等を受けた機関等の中では、学校内での相談である「スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談」が最も多く、2,566人です。学校外での相談は「病院・診療所」が最も多く、1,133人となっております。

右側、「今後の対応」です。日々の学校生活や中学校進学時において、「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」に取り組み、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを進めていきます。不登校児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の視点を加えたチーム学校でアセスメントを行い、学校、家庭、関係機関で情報共有し、組織的・計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援をしていきます。学校の担任や児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭等は、不登校児童生徒やその保護者を孤立させないためにも、家庭訪問や電話連絡等により、家庭とのつながりを絶やさないよう今後も取り組んでいきます。学校内外の場において、不登校状態にある児童生徒一人ひとりに合った「安心できる居場所」と「個別最適な学びの機会」の確保に引き続き取り組んでいきます。

12ページ以降については、「※注釈」や、「※本調査における定義・調査基準」となりますので、お時間のあるときに御覧いただければと思います。説明は以上となります。

森委員

御報告ありがとうございます。いくつか質問をしたいと思います。5ページ目の「(1) いじめの認知件数・いじめの態様」というところで、今年度の複数選択回答の表が下にあると思いますが、今、最も増えてきているのは何か教えていただけますでしょうか。例えば、冷やかしの割合が小学校が一番多かったり、中学校もそうですが、ここの割合が増えているのか。経年変化の部分は、全体は上の表にありますが、詳細の理由の中で一番増えているものがあれば、後ほど教えていただきたいと思います。

また、7ページで、いじめがこれだけ増えてきている中で、いじめ認知件数が大きく増加したということですが、それは、学級担任や学級担任以外の教職員の発見というのが伸びているということでしょうか。その確認もお願いしたいと思います。

あと、不登校の9ページです。四つグラフが並んでいて四つ目のところ、毎年この傾向は一緒だと思いますが、中学1年生で新たな不登校が増えていると思います。何がそこから見えてきているか。例えば、中学校1年生で新たな不登校が1,055人とありますが、その理由というのはどういったものが多いのか、もし分かれば教えてください。まずは質問からお願いします。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。まず、初めの御質問で、いじめの認知件数の態様においてどれが一番伸びているか。これは令和4年度の数字しか出ていないものから、ちょっと見えにくかったと思います。失礼いたしました。割合として多い順は、ほぼどれも変わらないのですが、伸びていると言われると、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」というのが数としては多くなっております。割合的にはそんなに多くはないのですが、数の伸びということで言うとそこです。

それから、いじめの件数が大きく増えているわけですが、その大きな伸びにつきましては、先ほど少しお伝えしました相互認知という形も大きな伸びに貢献してきています。それによって、1件のトラブルが2件、3件というカウントになっているというのが一つあるということは、学校からも聞いております。ただ、以前と比べた大きな伸びということで言いますと、令和2年度、令和3年度の休校状態であるとか、学校に来なかった期間が結構あるということが少し影響しているのではないかと考えておりますのと、いじめ発見のきっかけにつきましては、どちらが多くなっているかというのは、今回の令和4年度の構成比と同じように、「学校の教職員以外からの情報による発見」のほうが大きく数を増やしております。

末吉人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。続きまして、不登校のところについて御説明させていただきます。まず、不登校の増加全般については、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化や、不登校に対する保護者の意識の変化、その辺りが関係しているかと思っております。そういった中で、特に中学1年生で新たな不登校が大きく発生しているところとしましては、やはり進学に伴う環境変化の影響が一つ挙げられるのではないかと考えています。それに加えて、特にここ数年のコロナ禍で、学校の中で体験学習などが制限されて集団づくりの機会が少なかったことが、中学1年生進学時に、より影響を及ぼしているのではないかと考えております。

森委員

ありがとうございます。一つ一つのグラフを更に丁寧に見なければいけないと思うのですが、取り組んできていることが本当に効いているのかどうか、なかったことにされないということは大事な事だと思います。しかし、実際にこれだ

け数字が増えていることは、子供たちが困っている状況があることの表れであることは間違いなくと思っています。私自身も実際に数年、不登校の親の会を開催してきているのですが、学校に通っていないお子さんやその保護者の声を聞いてみると、すごく深い苦しみにあります。深刻だと思っています。

まず大きなポイントは、登校か不登校かという、その二項対立で捉えているところで、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律ができたとしても、まだまだ学校の中でも社会の中でも、学校に通っているか通っていないかで自分が見られている、家族が見られるという中で苦しみがまず一つあるということと、あと、すごくしんどくて学校に通いたくないとなったときの選択肢の少なさ。この選択肢の少なさに加えて、選択しようと思ったときの経済的な負担によって、その選択肢の数が変わってしまうという現状。ここが大きな課題だと思っています。学校に通わないという選択をするまで、子供がそう言えるようになるまで、すごく長い時間がかかりますし、それを保護者が受け入れるまでもすごく長い時間がかかっていきます。そこに寄り添う人も、今は確実に少ないと思います。

スイスチーズモデルというのがあるらしいのですが、スイスチーズには穴がいっぱい空いていて、その穴の空いている場所が違う。そのレイヤーがいくつか重なっていて、ここでキャッチできない子は必ずここでキャッチして、ここでもキャッチできなければここでキャッチしてと、どこかしらでどの子も必ず学びと居場所が確保できるという状況を作っていくと思ったときに、まず一番最初の学校の面積というのでしょうか、チーズの部分が今は穴だらけになってしまっているというところが、この数に表れているのではないかと思います。

児童生徒の実態・状況に今の学校が合っていないということでもあると思いますので、一番最初に取り組まなければいけないと思っているのは、いろいろな児童生徒を見取る人材の確保です。ただ人材の確保だけでなく、例えば特別支援教育の知見。特別支援教育の範囲というのはただの障害理解という話ではなく、一人ひとりの実態・状態を見取って評価して価値付けていくという人材の数にはやはり限りがあるので、ここの専門性を高めたり、その専門性を持った人の数を増やしていくということが今、急務だと思います。

それに加えて、特別支援教室、校内フリースクールというところが本当に必要だと思ひまして、教室の中で学習が困難だと思う児童が学校の中でも安心して学習できる、いられる場所があるかないかというのは、本当に大きな分かれ道だと思います。加えて、それでもやはり学校に通うことが難しい子供たちの場所の確保というところで、今、本当に選択肢が少ないので、横浜市としても選べるようなこと、リアル、オンライン、メタバース含めていろいろな選択肢を作っていくことが必要だと思います。それが結果的に、いじめの話を最初にお聞きしましたが、子供たち一人ひとりが苦しんでいることの表れがいじめにも出てきていると思いますので、まず一つ一つ今行っていることで見直さなければいけないこと、強化しなければいけないことを至急強化していくことをぜひお願いしたいと思います。

鯉淵教育長

何かコメントはありますか。よろしいでしょうか。

末吉人権教育・児童生徒課担当課長

御意見頂きましてありがとうございます。今おっしゃっていただきましたように、子供や保護者にとって、登校するかしないかというような、その二項対立とおっしゃっていただきましたが、その苦しみというのは非常に大きいのではないかと感じておりますので、そのところに対して専門性のある人材、ま

た、専門性を身につけられるような取組、教員、また、教員に限らずスクールカウンセラーを含めた専門家での支援というのが一つ必要ではないかと思っております。また、選択肢が限られているというような御意見もありましたので、校内での支援、現在、横浜市で行っている校内ハートフル事業ですとか、それに限らず学校外の居場所づくりに引き続き取り組んでいくということ、また、こちらとしては選択肢を準備しているつもりでも、その情報が子供や保護者に十分に届いていないという課題もあるのではないかと思います。そういったところも含めて取組を、重層的に多様な支援をして、そのお子さんの特性、状態、また、保護者の気持ち、そういったものがまたそのときそのときで変化していくと思っておりますので、そのときに合った支援を行っていくことが大事だと思っております。ありがとうございました。

木村委員

いくつか質問したいのですが、まず、4ページの「1 暴力行為の状況」ところで、「特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況」とあります。このデータは横断的なデータですよね。何年度に何件、何年度に何件と。こういったデータだとそうなのかと思うのですが、問題は、縦断的に、例えば平成30年度に特定の人数いた彼らがどうなっていたかというデータがあればぜひ教えてください。ある意味、縦断的に考えていかないと、教育の効果がどのように上がっていったか、あるいは、それではない集団がどんと出てきたら、新たな特定の児童生徒が暴力を繰り返すような状況になっているのかというところがあると思うので、データはどのように見るかということが重要だと思っております。

二つ目として、6ページに「(2) いじめの年度内における解消率・解消件数」とあるのですが、後ろの「※注釈」を見ると、「いじめの解消している状態」というのは、行為が止んでいるとか苦痛を感じていないということですが、いじめの中で、解消した、してしないというところのお互いの納得性というのがここにはどのように入っているのか。そして、解消していないというのは、継続的にまだいじめがあるのかということをお聞きしたいです。

あともう一つ、最後になりますが7ページのところで、これは文部科学省の説明などもそうですが、早期に様々なところを今までにないほど細かく聞き取りした結果によってこういった数が増えていると。先ほどお聞きしたら相互のカウンタもあるということですが、細かく見るということは、今まで潜在化していたものが表面に出てきた、出したということなんでしょうか。もう一つは、相互と言いますが、相互を除いたら現象的に昨年と比べてどうなのかということをお聞きしたいです。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。まず、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況につきましては、まさに特定の児童生徒ということで、例えば令和3年度にそういったことを起こした特定のお子さんが令和4年度どうであったかという追跡は、実はできておりません。相対の数でしか追っておりませんので、縦の追い方というのは、実はできていない状況ではあります。

続きまして、解消率に係るところですけれども、まず、解消につきましては、3か月後に実態把握です。本当にまだ不安感を持っていないか。実際にいじめがもう止んでいるというのが大前提で、いじめを発見したときに、まず、基本的な対応をして聞き取りをする中で、双方の保護者にきちんと連絡し、それによって謝罪までいくこともあれば、まだしばらく謝罪はしたくないですということで、しばらくたってから最終的にそういった謝罪等が行われる。当然ながら、相互においてそのことをしっかり認識して謝るなど一定の和解の策を講じるわけです

が、いじめの認知自体が個人が嫌な思いをしたというところに根拠がありますので、3か月たった後は、その行為が止んでいるかどうかではなくて、そのお子さんの不安が解消されたかどうかというところがいじめの解消という形になっております。そこまではしっかり追って、なおかつ、そこで「まだ不安があるんです」と、実際にはいじめはないけれども、そのお子さんがいるところに自分も同時にいるということに不安がありますと言われたら、これは解消にはならないわけですね。それは引き続きずっと対応していくと、そういう状況での解消でございます。

最後に、いじめの発見のきっかけについての御質問だったと思うのですが、よろしいでしょうか。いじめの発見につきましては、相互認知などが学校の状況から聞き取れているのですが、実際、何件相互、1対2であったら3件になる可能性もあります。いじめの認知自体は、トラブルの件数ではなく人数で追っているものですから、何件のものに対して何件という数字は、実は分からない状況です。ただ、そういった状況で認知していることがあるということ聞き取っている状況でございます。申し訳ございません。

木村委員

分かりました。まず、データのところですけれども、今、文部科学省から全国の大学等々でデータサイエンスを導入するよということですが、データはそれだけ根拠として次に生かせるものですから、このようにせつかく苦労して行っているものは、横断的なデータよりも縦断的に取ることが教育の効果とかを表せるものですし、縦断的に追っていくことで、発達の中でこう変わっていったとか指導の中でこう変わっていったというのが見えるようにしておかないと、横断的だと瞬間的に高かった低かったで終わってしまいます。これからの教育は科学的な指導でデータに基づくことが大事だと思いますので、全体が行わなくても横浜市で行うということがものすごく重要だと思っています。

あと、件数は、前年度の比較等々はなかなかできなくなってくるんですよ。ですから、相互にカウントするのも良いですが、前年度からのデータと比較するのであれば、件数というのがものすごく重要だと思います。そして、今まで見えなかったものを表に出したということであれば、効果はあると思っています。私たち、教職員は、子供たちの悲鳴をどうキャッチするか。中には悲鳴にもならないようないじめの種がいっぱい落ちていくわけです。そこをどうやって先に見つけて潰すかということが大事なので、本当に徹底的にそういったいじめの種になるようなものがあつたら即対応するということが大事だと思っています。そこがしっかり見ることができれば、数が増えるということはある意味、効果があったのではないかと思います。ぜひ今後もこういったことをしっかり続けて、次にどう生かすかということが大前提だと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

鯉淵教育長

ほかに。

四王天委員

いじめと長期欠席、両方をお伺ひしたいのですが、まず、5ページのいじめの態様です。本来はこの態様が学年別に知りたかったです。先ほど木村委員がおっしゃいましたように、教育の効果や、どのような推移をしていっているかというのが明確に分かります。低学年で多いのか、高学年で減っているのか、その辺りの教育効果についての検証がこれだとちょっとできませんので、そこもぜひデータとして頂きたいと思ひます。

それで、いじめの内容を見ますと、大きく分けると、口頭攻撃、身体接触、財

産侵害というようになるかと思えます。口頭攻撃が増えているということは、表現力が高くなると増えてくるのではないかとは思いますが、人権尊重の道德教育、この辺りの推進をもって、できれば解消していただきたいと思えます。身体接触はだんだん減ってきていまして、自分たちの体格差が気づきにつながっているのだと思えますが、三つ目の金品をたかる、これはとても悪質だと思えます。これは犯罪的予兆があるのと、次の、人に嫌なことをやらせるのは、リモートの振り込め詐欺みたいなものにもつながってくるかと思えますので、この辺りに対しては嚴重な取組が必要だと思えます。特にこの悪質な部分についてどのような対応をされているのか、まずお伺いしたいと思えます。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。今の金品をたかられるという悪質なものにつきましても、警察連携ということを常に発信しております。当然ながら、犯罪性があるものについては、個人によっては被害届等を出すこともあると思えますし、そうでなくても、学校がいじめとして認知したものについては警察等と連携し、児童生徒の健全育成を推進するための連絡票という連携協定を結んでおりますので、そういったもので指導に結び付けていくということを行っております。

さらに、学年別の状況と道德教育ということにつきましても、学年別の状況というのは、実は調査自体の中で分かるような形にはなっておりませんので、そこはまた追って、抽出して聞くという形にはなってしまうと思えます。また、道德教育につきましても、他課と連携して進めていきたいと思えます。

四王天委員

分かりました。古い考えですが、学校内に官憲が入ってくるのはどうかという抵抗感がどうしてもあるのですが、学校だけでは解決できないというところが新しい現在なのかなと思えます。

続きまして、長期欠席について、9ページの解消のチャンスなのですが、グラフの下段中央、「令和4年度 学年ごとの不登校児童生徒数」というデータを見ると、小学校から中学校に移行する、この進学のとかが一つ、解消のチャンスであることが見て取れます。1年でぐっと減りますよね。ただし、中学2年生になってくると、それを上回ってすごく増えてしまう。せっかくこの進学のとかが解消のチャンスであるのに、この1年間で、みんなも多分、期待してこのように減ったのだと思えますが、中学2年生になって急激に増えてしまうと。ここの部分についてどのような解釈をされているのかをお伺いしたいと思えます。

末吉人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。先ほど森委員からも御発言がありましたが、中学1年生のところで、継続は減っているけれども新たな不登校が増えていて、その数が中学2年生、中学3年生のところで引き続き数字としては高止まりしていると言いますか、増えているというような状況があるように思っています。中学校のところだけではありませんが、一人ひとりに合った相談体制を築き、一人ひとりに合った支援を継続して行っていくというようなこともありますし、コロナ禍に比べると、集団活動、体験活動といった機会も増えておりますので、そういった中で人間関係づくりといったことに取り組んでいきたいと思っております。

四王天委員

この中学1年生というのが非常に大事なので、ぜひ重点強化学年みたいな位置付けで見たいと思えます。

もう一つだけ。11ページに相談窓口が九つぐらい挙げられているのですが、生徒の状況によってどこに相談するのが最適だというのをどなたが判断していらっしゃるのでしょうか。こういう機関があることは保護者にちゃんと周知されてい

るのか。10ページに不登校要因が分析されていますが、これが右側の相談窓口適切につながっているかどうか、その辺りのリンクをコントロールする人がきちんといらっしゃるのか、そういう仕組みがあるのかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

末吉 人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。11ページは「(4) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等」ということになっておりまして、こちらには書いておりませんが、まずは学級担任、学年主任、それから、小学校ですと児童支援専任教諭、中学校ですと生徒指導専任教諭、その辺りの教員が中心になって、まずは一人ひとりのお子さんや保護者の相談を受けるというのが第一と思っております。ただ、ここに書いてあるとおり、なかなかそこだけでは解決できないようなものも多くございますので、関係する機関、学校内ですとスクールカウンセラー、また、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、そういった福祉の視点というのを加え、そこから学校外であれば、今回ですと病院・診療所というのが最も多くなっておりますが、それに限らず、教育委員会事務局が行っている教育支援センターなどもありますので、そういったところに適切につなぐように、一人の学級担任が一人で抱え込んでしまわずに、学校全体、チーム学校で相談指導を行っていくことが大事だと思っております。

四王天委員

分かりました。多分、保護者がまず相談するのは、担任が一番最初だろうと思います。その担任から先、担任がきちんと知識を持って、生徒のアセスメントができて、的確に次のヘルプを求められるように手助けし、解決方法をちゃんと示せるように、その辺りのところの担任の知識をしっかりと高めていただきたいと思っております。よろしく願います。

大塚委員

私からもいくつかございます。まず一つ目ですが、4ページの「(3) 特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況」というところで、先ほどの木村委員のお話は私も本当にそのとおりでと思うのですが、例えば6年生の8人という数字の経年変化を追って行って、このお子さんたちは1年生のときからどうだったのかということが非常に重要なポイントではないかと思っております。特定の児童で、しかも繰り返しがあるということは、そのお子さんの生きていく上での生きづらさというものがものすごく大きなウェイトを占めるでしょうし、それから、そのお子さんが安心して学べるようにということで、学校現場も一生懸命努力している姿が見えてくるのですが、そういった部分で、一生懸命なのだけれども疲弊していく。児童生徒も疲弊し、学校も疲弊していくというあたりで、教育委員会事務局としてどんな支援をしているか、いくつか自分も理解しているつもりですが、確認させていただきたいと思っております。

住田 人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。私たちは、例えばこの6年生の8人が過去どうであったかといった追跡のデータは持っていないわけですが、学校は当然、入学したときからそのお子さんたちの様子をしっかりと見ていますので、ここで初めてそういった問題が噴出しているとは私たちも思っておりません。過去にもわたって継続的に見ていく中でそういったことが起きていると考えております。その支援の方向につきましても当然、特別支援教育の視点を持って、何でそういう暴力行為を起こしてしまったのか、その背景には一体何があるのかということをしっかり児童支援専任教諭を中心に、先ほども不登校のお話がありましたけれども、チーム学校としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭も入

れて、学校の中でアセスメントをすることでその子の支援につなげているという状況です。

大塚委員

ありがとうございます。学校の中だけ、そこにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、様々な機関が入ってくると思うのですが、後ほどまたそこには触れたいと思いますが、ぜひ様々な機関の充実をお願いしたいと思います。併せて、特定の子どもたちの居場所があることが非常に重要だと思います。安心して学べる。なかなか厳しいことでもあるかと思いますが、そこに重点を置いていただきたいと思います。

2点目ですが、5ページになります。「(1) いじめの認知件数・いじめの態様」のところで、小学校5,122件、小・中学校合計6,542件という数字が出ているのが「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、それから「仲間はずれ、集団による無視をされる」という上から一つ目と二つ目の数、それから三つ目でしょうか。それだけ合わせても相当な数になると思います。これは様々な態様を示した数値ですが、いじめを受ける側のお子さんから見ると、例えば1年間で何回ぐらいその一人のお子さんに繰り返し起こっているかということまで把握するのは非常に無理もあるかとは思いますが、その辺りの把握というのはどのようになさっているのか教えてください。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。横浜市では、いじめ認知報告書というのを学校から毎月、学校教育事務所に提出することになっておりまして、確かにいじめの件数は人数ですので、一人が何回いじめを受けても1件というカウントになるのですが、実は細かく、その子が複数回いじめを受けていれば複数回受けているという状況の報告がされております。ですので、具体的なものは分かっている、それを解決するために学校が取り組んでいるという状況もしっかり確認した上で支援しているという状況です。

大塚委員

では、数としては捉えているということになりますね。やはりその要因の中で、軽微という言葉はふさわしくないと思うのですが、重大事案の初動の部分になるのではないかと思います。大きな問題になっていく前の、始まりの部分の数値をどう捉えて、これにどう対応していくか。幼さからも来ていると思うのです。小学校1年生、2年生、3年生などは幼くて、思ったことがぼっと口に出てしまう。それも全てが含まれてきているわけですから、発達の段階によって随分この数値の内容は変わってくると思っておりますが、逆に受ける側の状況として、自己肯定感の低さも先ほどの御報告の中で挙げられていました。「自分が駄目だからいじめられても仕方がない」というような気持ちを持っていらっしゃる子どもたちもいるわけです。そうすると、その自己肯定感の低さは一体何が原因なのかなど、そういったところをきちんと追究していき、何とか課題解決をというところの視点というのはこちらにも随分書かれていたので、教育委員会事務局としてはしっかりそれをもって取り組んでいらっしゃるかと理解はしています。

その自己肯定感に関連してですが、三つ目に移りたいと思います。「(3) 不登校の要因」ということで、10ページになります。先ほど皆さんも触れられていましたが、「本人に係る状況」のところで「無気力・不安」が小・中学校合わせて4,233件(51.8%)と半分以上を占めるこの要因についてはどのように捉えているか、お伺いしたいと思います。

末吉人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。今、大塚委員におっしゃっていただきましたように、「無気力・不安」が占めるのは51.8%となっております。不登校の要因としてこれだというのがお子さん自身もなかなか分からなかったり、今回の調査は学校が回答しているものですので、それを学校側が捉えようとするとなりに難しくなっているというところが現状として一つあるのではないかと考えております。こちらの数値につきましては、全国の割合も51.8%と、横浜市と全く同じ数字となっております。文部科学省も、この調査のこの数字が非常に大きくなっていることについては課題感を持っているということで、この実態を更に分析するために、来年度の調査項目、調査内容について改めると聞いております。ですので、それに基づいて来年度は、横浜市としてもしっかりこの要因のところを更に詳しく把握して、その把握に基づいた支援を学校で行えるような取組を行っていきたいと考えております。

大塚委員

おっしゃるとおりで、ここに「無気力・不安」と書かれていますが、この2項目では一人ひとりの子供の状況というのは見えてきません。無気力が一体何によるものなのかとか、そういったところで子供たちが心の健康や精神の課題を抱えているということは明らかだと思えます。その要因に学校がきちんとたどり着いていく。それは学校だけでできることではないと強く感じます。これは私が今お手伝いしている関連もありまして、子供たちの心の健康について児童精神科の医師たちも頑張ってくださっているのですが、横浜市周辺の病院ですと、半年待ち、一年待ちというのが当たり前前の状況になっています。さらに、発達に課題があっても心配で行ってみようと思っても、新規の患者さんを受け付けるだけの余力がないという状況の場所もございます。そういった中で、この無気力、例えば昨日までリーダーシップを発揮して頑張っていた子が、ある日突然頑張れなくなった。それは一体何なのだろうか、ひたすら教員も分からない、子供も分からない、そういった苦しい状況というのが発生するのですが、そこで自分がどういう状況にあるのかということを知識として学んでいくことが非常に重要だと思います。高等学校の学習指導要領では、保健体育で精神疾患に関する回復・予防という項目も取り上げられるようになりました。若年層のそういった部分の発症というのがものすごく多いのです。ですから、それを子供たち自身が正しく知って、正しく対応するとか、若しくは自分の身の回りの友達が困っている状況に子供たち自身が気付けるなど、そういったことも目標にしていますが、高等学校でそれを行うことは手遅れではないのかという議論もいろいろなところでされています。もっと小学校や中学校から知ることによって安心できるものや、本人や御家族が知ることによって対応できること、対策を取ることというのがもっと早くなっていくのではないかと思います。

ちょっと話が長くなって申し訳ないのですが、先ほどの自己肯定感の低さの中で、私がかつて小学校1年生を担当したときに、まず平仮名の指導があるのですが、文字が揺れてしまって形になりにくいお子さんがいらっしゃいました。筆圧が弱いのだと自分は理解して、しっかり鉛筆を持つとか姿勢を良くしようとか一生懸命指導したのですが、そこで保護者の方から教えていただいたのは、「実は我が子は物の見え方、特に教科書の見え方が揺れて見える。揺れて見えるからこそ、その子は同じように揺れて書く。それはうちの子の特性なんです。」と。それから数年後、随分たった後、小児療育相談センターに見学に行かせていただいたときに、自分が知らないことが本当にお恥ずかしいのですが、眼科が充実しているんですね。1階には様々な機器があり、眼科が充実していました。発達に課題のあるお子さんと目の動きとの連動というものが非常に強い影響を及ぼして

いるということでした。そういうことを一切知らない教員の私は、しっかり握らせ、何回も練習させ、その子に合った指導ということを知る由もなかったということが大昔にありました。そういった部分では、教職員もそういった知識をしっかり持つということが非常に重要です。

願わくば、何年後になるか分かりませんが、学校医制度として今、小児科医が入ってくださって、新型コロナウイルス感染症のときもインフルエンザのときも、様々な状況のときに学校医にはお力添えを頂いていて、その仕組みのありがたさというのを痛感しております。その中で、児童精神科医との連携が本当に必要なところにやってきているのではないかと思います。その連携も何十年後、予算の関係もございますでしょうし、精神科医の少なさもありますから実現は難しいかと思いますが、学校医でなくても、例えば東西南北の学校教育事務所に相談できるところがあるなど、そういった教職員の相談、保護者や子供の相談というところにちゃんと位置づけられているという安心感も大きいのではないかと思います。ぜひそういった部分を視野に入れて考えていただきたいと思いますが、これに対して何か御感想でもお気持ちでも聞かせていただきたいと思います。

末吉人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。一人ひとり、お子さんの心のところですね。この調査の中では「無気力・不安」というところに入っているお子さんの背景にあるもの、また、心の中で抱えているものというのは本当に様々、一人ひとり違うし、その状態も日々変わっていくのではないかと思います。それに対して接する教職員が、先ほどおっしゃっていただいたような、お子さん一人ひとりにどういった特性があるのかというようなことを把握して、それに対してどういった支援や、合理的配慮などもあるのかもしれませんが、そういったことに取り組んでいくこと。また、教員が知識を身に付けるということだけでなく、専門家に早めにつなぐということですね。学校内にスクールカウンセラーがおりますが、11ページの「(4)不登校児童生徒が相談・指導等を受けた機関等」の中にスクールカウンセラーの項目がございます。スクールカウンセラーの項目は過去に比べて数が増えてきていますが、それは恐らくスクールカウンセラーというものが児童生徒、保護者にとって相談しやすい存在である、そのような意味もあるのではないかと思いますので、ここの支援体制を充実させることによって、専門的な支援も行っていくようにできればと考えています。

近藤人権健康教育部長

よろしいですか。ありがとうございます。本日は、暴力行為の状況、いじめ、長期欠席の状況を御報告させていただきましたが、それぞれこういう行為を起こす子供たちは何らかのメッセージを大人に伝えているのではないかと考えています。そのメッセージをしっかり受け取るためには、学校の教職員だけでなく、大塚委員がおっしゃるように、医療も含めた様々な大人の目で見ると。学校の教職員の見え方と医師の見え方では違うと思いますので、そういう基本的な姿勢は考えながら、具体的にどういう体制ができるか。実際に11ページの資料では、学校外での相談で病院・診療所が一番多いという結果も出ておりますので、大塚委員の今の指摘を考えながら、また体制を作っていきたいと思っております。ありがとうございました。

大塚委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

木村委員

一つ意見です。こういったデータをずっと取られて、データだけだと、数字がばーんと出るとそれで一喜一憂しますが、それをどう解釈するかということなの

で、その解釈をするための様々な材料や多面的に見るということ、今、皆さんが言われたようなところで整理してほしいと思っています。先ほど未然に防ぐという話をしました。未然に悲鳴にもならない種を見つけてと言いましたが、それ以前に、今、OECDからも言われていますけれども、ウェルビーイングということが学校あるいは職場でもものすごく言われていますよね。ある学者は、ウェルビーイングは科学的道徳教育だというようなことを言っていました。ウェルビーイングが上がると、生産性、創造力、あるいは意欲が高まる。離職率が低くなる。つまり、学校に来る子も増える。そういったウェルビーイングを目指すために、これは児童生徒だけでなく、教職員もそうですよね。教職員にとってもウェルビーイングを目指すような、ぜひそういった方向性をこれから教育委員会事務局全体で考えるべきだと思っています。そんなことをしても理想と現実は違っていると、でも、理想に向かっていかないと、多分ずっと改善しないと思います。今のいじめのデータだけではなく、全体でそこを考えるべきかと思います。意見です。

森委員

先ほど一つ聞き忘れてしまったので念のため確認ですが、10ページの「3 長期欠席の状況」というのは教職員が答えているということで合っていますよね。

末吉 人権教育・児童生徒課担当課長

まず、この調査全体については、各学校が回答するということになっております。基本的には学校の中で児童支援専任教諭や生徒指導専任教諭が中心になって回答することになっておりますが、その際に学校内のカウンセラーや、そういった方からの情報を含めた上で回答するようになっております。

森委員

あともう一つ、11ページにある「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」、これが何か教えてもらって良いですか。

住田 人権教育・児童生徒課長

12ページを御覧ください。「※注釈」のところに「発達支持的生徒指導」と「課題未然防止教育」というのを入れてありまして、言葉自体は、「生徒指導提要」が昨年12月に改定されたのですが、その中に出てくる言葉です。「特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。」つまり、何か事が起きているからそれに対して対応するというのではなく、全ての児童生徒に対して行っていく。要するに、「生徒指導というのは対処ではないです。」と、そもそも全ての児童生徒が対象になっているものなのですということの言葉です。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っているものです。

また、「課題未然防止教育」も全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止を狙いとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施のことを指しております。

森委員

ありがとうございます。今の二つの回答を聞いて改めて思ったのですが、まず一つ目の質問で、いじめが1や0はまずあり得ないと思っています。実際に違う角度から調査すると全然違うということが文部科学省からも出ていますが、実態をちゃんと把握できていないと対処が考えられない。でも、その実態が本当にこうなのかというところでは、考える出発点が今すごく難しくなっているということと、「発達支持的生徒指導」「課題未然防止教育」の今の御説明にもありまし

たけれども、「発達支持的生徒指導」の文章を読んでも、学校の教育目標の実現に向けて生徒指導や、生徒指導の諸課題、生徒自身に課題があることに注力して学校に合わせていくような指導という。もちろんそうではないところもあるとは思いますが、そういうニュアンスが非常に強い。こういう姿勢そのものが、言葉の中にも入っていますけれども、まず違うのではないかとというところ。その雰囲気「無気力・不安」というところに出てきてしまって、学校が求めるあなたのあるべき姿はこれですよということを、子供は、「それは私ではない」と、「それにはなれない」と。そういうことの声でもあるのではないかと思いますということが一つです。

では、どのように子供の声を聞いていくか。では、すぐ調査しようという話になりますが、子供に繰り返し聞いていくことは、時にはトラウマを深めてしまうことにもなってしまいます。実際に二つ目のポチにもありますが、いろいろな人が既に関わっているのであれば、その方々からもう一回違う角度で本当の要因、実態を見ていくことが必要なのではないかと。仮に文部科学省の調査が変わったとしても、横浜市としてそれを捉えるということは、違う角度で取り組まなければいけないのではないかと思います。

あと、家庭訪問、電話連絡などにより家庭とのつながりを絶やさないとありますが、これこそがつらいという声をたくさん聞きます。今はまず、1週間に1回なりで電話や訪問をすることが前提になっていると思うのですが、例えばその児童がつながっているところと学校が連携することによって、何度も何度も今の難しい状況を言わなければいけないということを繰り返させていることがどれだけしんどいかということも認識したほうが良いと思います。先生自身もこの10年で1.8倍になっているということ踏まえてどうしたら良いのか、先生も正直困っているというところがあると思うので、先ほどトラウマの話もありましたが、トラウマを持っている子供たちだったり、対応するトラウマインフォームドケアの知識を、先生も先生を支援する人たちもみんなを高めていくということが、言葉掛け一つで、質問一つでまた更に傷つくということもあると思うので、そこもぜひ考えていただきたいと思います。全体的にもっと本気度を上げてお願いしたいと思います。

鯉淵教育長

ほかにいかがですか。

四王天委員

一つだけとても違和感を覚えているものがあって、10ページの「(3) 不登校の要因」の「学校に係る状況」の中で、今、森委員もちょっと指摘されていましたが、いじめのカウントが1になっています。これは聞くところによると文部科学省の規定だと聞いていますが、実態をまるっきり反映していないですね。こういう分析のままで良いのか。それとも、横浜市は横浜市で独自に実態に合った要因分析がされるべきではないかと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

住田人権教育・児童生徒課長

今、御指摘のありましたとおり、いじめだけ1、0が並び、ほかにも0はありますが、ほかの数字が2桁、3桁になっていると、ちょっと違和感を覚えるところだと思います。おっしゃっていただいたとおり、ここはいじめが原因で不登校、いわゆる不登校重大事態というのがございますが、そういった重大事態の件数をここに反映させているという数字、調査になっておりますので、今現在調査としてはこういう数字であると認識しておりますが、御指摘いただいたとおり、いじめを要因としている中でお休みをされているお子さんはいるのではないかと考えます。そういったことの実態をきちんと把握する必要性というのはあると認

識しております。

四王天委員

取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に、「第4期横浜市教育振興基本計画 令和4年度の進捗状況について」、所管課から御報告いたします。

川島教育政策
推進課担当課
長

教育政策推進課担当課長の川島でございます。よろしくお願いいたします。「第4期横浜市教育振興基本計画 令和4年度の進捗状況について」、御説明させていただきます。まず、資料でございますが、お配りしました資料につきましては、頭3枚が「概要版」となっております。こちらは、計画自体が概要版を作っておりますので、そちらの指標等に合わせたものとなっております。資料の4枚目以降が教育委員会点検・評価報告書の資料編となっております。こちらは計画全体を振り返ったものでございます。こちらの点検・評価報告書の資料編につきましては、第3回の市会定例会で市会に御報告をさせていただいているものでございます。本日は時間の関係もでございますので、概要版のほうを用いて御説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは1枚目、「柱1」、「施策1」から御説明させていただきたいと思います。なお、指標の中には、計画を策定しましたときに、新たに調査等をしまして目標を設定したものがございます。ですので、直近の現状値、令和3年度というのが基本ではございますが、中には令和4年度の数字が入っているものがございますので、実績値もそのままその数字がイコールになっているものがございます。御了承いただければと思います。

それでは、御説明させていただきます。まず、「施策1」の「指標」は二つございますが、一つ目は今申し上げたとおり、令和4年度に数字を出したものでございますので、実績値はそのまま載っております。二つ目の指標につきましては、令和7年度の目標値もオーバーしているような状況ですが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、令和3年度の実績値が大分少なく、また、こちらは令和3年度に初めて数字を取ったものですので、なかなかその読みが難しかったというところがございます。今後の方向性ですが、2行目の中段以降を御覧ください。IRT、項目反応理論を取り入れた調査に改訂した横浜市学力・学習状況調査では、保護者や児童生徒が「学力」の伸びを見ることができるよう、今後、個人結果シートの改訂を進めてまいりたいと思います。

「施策2」を御覧ください。こちらの一つ目の指標も、先ほど申し上げたとおり、令和4年度の数字が入っております。現状値が入っておりますので、実績値も同じ数字となっております。二つ目の指標ですが、こちらは10月末に数字が出るものになっており、集計中となっておりますので、こちら結果が出次第、更新してまいりたいと思います。今後の方向性でございますが、1行目の中段でございます。1人1台端末、クラウドサービスや学習用デジタル教科書等を活用し、児童生徒の情報活用能力を育成していくとともに、ICTコーディネーター等を養成し、教職員のICT活用指導力の育成を図ってまいります。また、新たな教育センターの令和11年4月の開設に向けて協議等を進めてまいります。

「施策3」を御覧ください。こちらの指標も令和7年度の目標値をオーバーしていますが、もともと令和3年度までの実績値も非常に高いところがございまして、それよりも上積みした数字ということで令和7年度の目標値を掲げておりま

す。高い数字で推移できるように、今後も令和7年度まで取り組んでまいりたいと思います。「今後の方向性」ですが、1行目の後段にございます「特別支援教育推進指針（仮称）」の策定を目指してまいりたいと思います。また、令和5年3月に策定しました「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」に基づき、教職員の専門性の向上、医療的ケアに係る通学支援等に取り組んでまいりたいと思います。

1ページおめぐりください。「施策4」にございます。こちらにつきましては指標が二つございますが、令和7年度の目標値に向けて順調に推移しているところでございます。「今後の方向性」を御覧ください。不登校児童生徒の居場所・学びの支援としまして、先ほどもちょっとございましたが、ハートフルスペースを増やすなど、横浜教育支援センターによる支援の拡充や機能強化を図ってまいります。日本語指導が必要な児童生徒への支援としましては、日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況等を踏まえ、外国語補助指導員配置校を増やすなど取り組んでまいります。

「施策5」を御覧ください。こちらは令和7年度の目標値に向けまして、もう一息必要というところになっております。「今後の方向性」のところにも記載がございますが、1行目の後段を御覧ください。こちらをしっかりと上げていくために、教職員への研修の拡充をしっかりとしていくというところに取り組んでまいりたいと思います。それによって、横浜市立高等学校全体での取組の質の向上を図ってまいります。また、グローバル教育・サイエンス教育としまして、現地交流の再開も含めた交流促進や、サイエンス教育プログラムの全校展開等に取り組んでまいりたいと思います。

「施策6」を御覧ください。こちらは指標がございませんので、「今後の方向性」のみでございます。小中一貫教育でございますが、「小中一貫した経年での学力の伸びを捉える」「資質・能力の育成に資する効果的なICTの活用」、この二つの視点を意識したカリキュラム・マネジメントを推進してまいりたいと思います。幼保小連携としまして、「コーディネーター養成研修」等を計画してしっかりと実施してまいりたいと思います。

「柱2」、「施策1」を御覧ください。こちらにつきましては、1番目の「指標」については令和7年度に向けて順調に推移しているのと、中学校においては令和7年度の目標値をオーバーしているというような状況でございます。その下の指標についても令和7年度までの目標値を上回っていますので、こちらは学校現場の努力、教員と児童生徒の努力が実っているのではないかと思います。「今後の方向性」でございますが、英語教育の充実では、デジタルの英語教材の活用、アウトプットとして、小学校であれば英語村や、中学校であればスーパーイングリッシュプログラム等を実施し、海外で学ぶ可能性を示してまいりたいと思います。また、英語を通して異なる文化を体験的に学ぶ国際理解教室や、「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」、これらの参加を通して児童生徒の国際性を養ってまいりたいと思います。

「施策2」を御覧ください。こちらの指標につきましては、令和4年度のものが入っているものがございます。今後の方向性でございますが、SDGs達成の担い手育成と、「はまっ子未来カンパニープロジェクト」をはじめとする「自分づくり（キャリア）教育」を、学校全体で取り組めるようにしっかりと支援してまいりたいと思います。

次のページにお進みください。「柱3」になります。こちらは「施策1」と「施策2」が同じ指標でございます。こちら令和7年度の目標値に向かって順調に推移しています。「今後の方向性」でございますが、1行目の後段にござい

ますが、Y-Pアセスメントを分析及び活用した学級づくりや授業改善を推進できるように、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」実践推進校の優れた取組を周知・広報してまいりたいと思っております。「施策2」の「今後の方向性」を御覧ください。「横浜子ども会議区交流会」におきまして、中学校ブロックでの児童生徒の交流、これだけでなく、保護者、地域との連携を図るようにしてまいりたいと思っております。また、2行目の後段にございますが、学校でのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教職員の連携も強化してまいりたいと考えております。

「柱4」、「施策1」を御覧ください。こちらにつきましては、両指標とも令和3年度、令和4年度で同じ数字が入っているものでございます。「今後の方向性」ですが、中学校給食の推進校での検証を踏まえ、しっかりと充実した給食を提供できるよう、できるところから取組を進めてまいりたいと考えております。市有地を活用した工場新設を含め、事業者公募及びアレルギー対応の検討を進めてまいりたいと思っております。

「柱5」を御覧ください。「施策1」でございます。こちらについては指標が令和3年度の実績をちょっと下回っている状況でございます。理由としましては、学校運営協議会は令和4年度で9割以上の学校に設置されているのですが、令和3年度、令和4年度に設置された学校が、新型コロナウイルス感染症の関係で、地域や保護者等とうまく連携するというのがなかなか難しく、30校を超える学校で新設されていますが、そこがなかなかうまく機能しなかったというところがございます。「今後の方向性」の2行目の中段にございますが、取組の質向上や、学校運営協議会の持続可能な運営に向けた支援に注力してまいりたいと思っております。また、3行目の後段にございますが、地域学校協働本部の全校設置に向け、学校への個別相談等を継続して実施してまいりたいと思っております。

1枚おめくりください。「施策2」でございます。こちら指標はございませんので、「今後の方向性」のみです。放課後キッズクラブにつきましては、活動場所の拡充や、医療的ケア児の受け入れが必要な場合等につきましては、関係者としっかり調整をしながら対応を進めてまいりたいと思っております。また、ヤングケアラーの実態把握調査を踏まえ、市民等に向けた広報・啓発、関係機関向けの研修等に取り組んでまいりたいと思っております。

「施策3」を御覧ください。こちら指標はなく、「今後の方向性」のみでございます。思春期の保健講座や、2行目の中段にございますが、命の大切さ等について学ぶ機会をしっかりと提供してまいりたいと思っております。また、特別な支援が必要な子どもの保護者に対し、子育ての不安解消につながるよう、「保護者教室」の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

「柱6」、「施策1」を御覧ください。こちらにつきましては、一番上の指標が1%下がっている状況でございます。91%ということで、令和3年度の実績値と比べてちょっと下がっています。当然、研修内容の充実等に取り組んでおりますが、高い値で推移していることが重要かと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。2か月連続で時間外在校等時間が月80時間超の教職員が、令和7年度の0人に比べて2,608人ということで、ここの数字がなかなか減らないというのが現状でございます。私たち道半ばと思っておりますが、例えば中学校では部活動への支援をどうしていくかですとか、今年度も教育委員会事務局内でプロジェクトを設け、どのような支援をしていくかというのを学校現場の方にも入っていただきながら検討しておりますので、要因をしっかりとつかんで対策を打ってまいりたいと思っております。「今後の方向性」ですが、こちらは採用と育成と働き方、一体的な改革としておりますので、指標の1番上が育成、2番目、

3番目が働き方でございます。採用のところについては、方向性の下から2行目でございますが、大学3年生を対象とした新たな特別選考を設けるですとか、今年度は大阪会場を設ける等しておりますので、優れた人材の確保及び、採用前教職員の養成を推進してまいりたいと思います。

「柱7」、「施策1」を御覧ください。こちらの指標は順調に推移しています。「今後の方向性」でございますが、令和5年3月に公表しました「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」に基づき、計画的な建替え等の検討を進めてまいりたいと思います。また、環境に配慮した学校施設の整備を検討してまいりたいと思います。

「施策2」を御覧ください。こちら指標はございませんので、「今後の方向性」のみです。学校施設における児童生徒の安全確保としまして、擁壁及び崖の調査や、工事等を行うための設計、ブロック塀の解体・撤去、フェンスの設置、こちらを進めてまいりたいと思います。また、空調設備の更新や、体育館の空調新設、トイレ洋式化等について、計画どおり進めてまいりたいと思います。

「施策3」を御覧ください。こちら「今後の方向性」のみです。学校規模の適正化の推進に向け、保護者や地域住民等の御理解、御協力を頂きながら、具体的な検討を進めてまいりたいと思います。

1枚おめくりください。「柱8」、「施策1」でございます。こちら指標はございません。「今後の方向性」でございますが、市民の皆様が主体的に地域の課題や社会的な問題に関わっていただいてまちづくりにつなげていくために、各区役所の生涯学習に係る職員に対し、ニーズに応じたテーマでの出前研修等を行ってまいります。また、3行目の中段でございますが、社会教育士を中心としたコーディネーター人材の育成にも取り組んでまいりたいと思います。

「施策2」を御覧ください。こちらについては、1番目の指標が令和7年度の目標値をオーバーしていますが、貸出冊数が今まで1人6冊だったのを10冊に増やし、日吉に図書取次所を設けるなどした結果、目標をオーバーしたのではないかと考えております。「今後の方向性」です。1行目の中段でございますが、令和5年度中に新たな図書館像「図書館ビジョン（仮称）」を策定してまいりたいと思います。また、2行目の最後でございますが、図書・電子書籍の充実にも取り組んでまいりたいと思います。4行目を御覧ください。読書活動の推進としては、学校図書館の資料の充実と学校司書による授業支援を継続して行ってまいりたいと思います。

「施策3」を御覧ください。「今後の方向性」でございます。「横浜市文化財保存活用地域計画」の策定に向け、文化庁等と調整及び協議、意見聴取を継続して実施してまいりたいと思います。3行目の中段を御覧ください。無形民俗文化財保護団体の調査等、未指定文化財の把握調査等の継続的な実施をして、文化財保護施策の検討につなげてまいりたいと思います。

雑ぱくではございますが、こちらの資料の説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

大塚委員

御報告ありがとうございます。私からいくつかございます。まず一つ目ですが、第4期横浜市教育振興基本計画というのは、第3期横浜市教育振興基本計画の周知がもっと必要だったというところに着目され、学校現場により広く周知されるような取組を工夫するということが大きく取り上げられました。そして、その一つの「みんなの計画・みんなで実現」というところもそういう形になったと

思うのですが、その手応えというのは今どんなところで感じられているか、教えていただきたいです。お願いします。

川島教育政策
推進課担当課
長

ありがとうございます。昨年度は今おっしゃっていただいたようなところを非常に意識しまして、教職員との意見交換会を2回開催するというのと、学校管理職向けのシンポジウムも開催いたしました。また、校長会につきましても、小・中・高・特別支援学校をほぼ毎月回り、第4期横浜市教育振興基本計画についての御説明を重ねてきました。ですので、理念のところ、例えば「一人ひとりを大切に」「みんなの計画・みんなで実現」「EBPMの推進」は非常に浸透していると思いますし、第4期横浜市教育振興基本計画の中で1枚、今申し上げた3つの視点を入れたイメージの絵を各学校にもお配りをするのですとか、その辺りは非常に意識しました。今、御報告した内容につきましては、私が校長会を回らせていただいて、進捗状況の御説明をしています。そこでもいろいろ御意見を頂いております。令和7年度の目標値をオーバーしているものというのは、やはり学校現場の頑張りをしっかり認めてほしいというお話もございましたので、そこについては、先ほども学校現場、教職員、児童生徒の頑張りで、私からはそういう意味で申し上げました。

ただ、1件、御意見として頂いたのは、目標の数字については、どうしても所管の事業課が学校の状況を踏まえながら設定させていただいていることもあって、全ての数字において学校現場に諮って設定しているわけではございませんので、そこについては第5期横浜市教育振興基本計画に向けての課題かなとは感じております。以上です。

大塚委員

ありがとうございます。管理職や主幹教諭など、そういった学校をリードしていく立場にある皆さん方の周知というのは、非常にできているだろうと思います。大事なのは、15,000人の教職員お一人おひとりにそれが届いていくということを考えますと、先ほどイメージ図とおっしゃった、あれはとても分かりやすいと思います。そこにいろいろなエキスがしっかり込められている。ああいったイメージ図の活用等も含め、校内研修で理解を深めるような研修のアイデア等の発信をお取り組みになっていらっしゃるのではないかと思います。そこも教えてください。

川島教育政策
推進課担当課
長

ありがとうございます。昨年度、第4期横浜市教育振興基本計画を策定する途中で、本計画の説明について学校にお邪魔いたしますということで周知させていただいて、私も何校か行かせていただきました。その際は当然、校長、副校長だけでなく教員の皆様に集まらせていただいて、本計画の趣旨等を御説明したという経緯がございます。そういうお時間を頂きながら、一校でも多く、一人でも多く、本計画の趣旨を御理解いただけるようにというのは今後もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

大塚委員

ありがとうございます。ぜひ広い範囲で御理解いただいて、皆さんが共通目標を持って取り組めるということが非常に重要です。それから、学校の努力、令和7年度の目標値にもう到達しているという部分の発信もしっかりお願いしたいと思っております。

次に、「柱1 一人ひとりを大切にしたい学びの推進」というところで、「施策1」から「施策6」まで立てられています。本当にどれも重要だと思います。そして、特に「施策3」と「施策4」は、児童生徒の困り感、児童生徒の多様な

教育的ニーズに対応した教育の推進であると思います。ですから、どれもが解決すべき喫緊の課題であると思っています。中でも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員というのが令和7年度を目指して書かれています。そこで非常に重要なのは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員とともに活用の質、そういう皆さん方のお力を活用していく質というのが非常に大事ではないかと思っています。令和7年度までにスクールカウンセラーは14人、スクールソーシャルワーカーは12人の増員を目指すとありますが、今どういう進捗状況なのかという部分や、増員させたときに期待する効果について確認させていただきたいと思います。

鯉淵教育長

不登校チームからお願いします。

末吉人権教育・児童生徒課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の末吉と申します。私から御説明させていただきます。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、令和7年度に向けて増員ということで数値目標を掲げておりますが、現状はまだそこに達するような人数の増加には至っておりませんので、増員ということだけでなく、スクールソーシャルワーカーの配置の工夫や、そういったことを通じて、相談回数の増加など、スクールソーシャルワーカーが担当できるケース数の増加につなげていきたいと思っております。また、期待する効果ということですが、不登校、いじめ、暴力行為、そういったものにまさに専門家として関われるのがスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーだと思っておりますので、教員側がしっかり知識を身につけるということに加え、自分たちだけで抱え込むのではなく、専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつないで、福祉・医療の力を使って一人ひとりの子供を支えていくことが大事だと思っております。

大塚委員

ありがとうございます。

川島教育政策推進課担当課長

人数につきましては、今、大塚委員におっしゃっていただいたとおり、令和7年度の目標値が73人になっているのですが、こちらは令和7年度に向けてというところで令和4年度と令和3年度の数字は変わってはおりませんが、一定程度の想定の中で進められており、予定しているものが進んでいないということではございませんので、そこは御理解いただければと思っております。

大塚委員

この増員の数字が14人と12人、できればもっと多くても良いのではないかと思います。先ほどのいじめ、不登校、長期欠席等の御報告にあったように、本当に必要な方々と理解しております。もう一つは、先ほど申し上げた活用の質ということを考えますと、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのお力をフルに生かすということが非常に重要だと思います。管理職や児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の皆様というのは、そこを良く理解して御尽力いただいていると思うのですが、日々子供たちと目の前で向き合っている担任若しくは養護教諭の皆さん方がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの知識をどのようにお持ちで、どう活用されるかということの御理解というのは、いろいろな現場をお伺いしたときに、まだまだ研修が必要なのではないかと感じたことがございました。ですので、充実した連携、それから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しやすい環境というものを学校としてどう作るかという視点の、研修になるのでしょうか、広報になるのでしょうか、ぜひ行

っていただきたいと思います。増員するということが質の高まりと同時に行われるように持って行っていただけたらと思います。ありがとうございます。

最後の質問に行きます。「柱7」の「施策2」のところで、擁壁及び崖の調査、対策工事を行うための設計という部分ですが、学校によっては土砂災害特別警戒区域が学校内の敷地にある場合があります。最近と言いますかこの数年、異常気象です。線状降水帯の発生や、大雨特別警報が出ましたりと、予期できないことというのが起こります。その中で、児童生徒の命を守っていくというのは、教育委員会事務局も学校も並々ならぬ努力をしているところでございます。私が前に在籍していた学校は、土砂災害の「特別」はなかったですが、土砂災害警戒区域というのが校内の校庭の一部にありました。ですから、それがもし崩れたときに、一時避難所として使えない部分というのがしっかりありました。そういうことを学校長としてしっかり理解していくというのは非常に重要ですが、教育委員会事務局として、そういう土砂災害特別警戒区域を持っている学校に対しての働きかけや、いろいろな修繕にあたっての優先順位と言ったら良いでしょうか、そういったものというのは、教委委員会事務局からの働きかけがあるのでしょうか。それとも、学校からの要請によって行う、つまり、学校長が要請したら行われる、そういったものなのか、その確認をさせていただきたいと思います。

鯉淵教育長

今日は施設部が来ていますか。
後ほど別にお答えさせていただくということによろしいですか。

大塚委員

では、よろしくをお願いします。

鯉淵教育長

ほかにいかがですか。

四王天委員

そもそもの質問で申し訳ないのですが、まず、実績値の測定方法がどのようなものになっているか、御説明を頂きたいです。教職員の学校滞在時間や、実用英語技能検定の取得など、その辺りは非常に分かりやすい数値かと思いますが、それ以外のところでの実績値の算出方法を教えていただければと思います。もしかしたら、かなり客観的なものも入っているのではないかという気がしたので。

川島教育政策
推進課担当課
長

お答えさせていただきます。基本的には、例えば学力・学習状況調査の項目に入っているものでパーセンテージを取ったり、対象の児童生徒等にアンケートをしたり、保護者に向けてアンケートをして、その回答の比率で実績値を設けておりますので、おっしゃるとおり客観的な指標を用いるようにしております。

四王天委員

すみません、言葉を間違えました。主観的なものが入っているのではないかということをお願いしたので、申し訳ないです。それでもお答えいただいたので、ありがとうございます。その中で、特別支援教育の推進や、図書館の貸出冊数など、その辺りのところはもう目標値を達成してしまっていますが、これは修正目標をかける御用意はありますか。

川島教育政策
推進課担当課
長

確かにおっしゃるとおり、現時点で令和7年度に掲げた目標値は達成しているのですが、非常に高い数値を求めているところもございますので、一律に修正をかけるというわけではございませんが、一部においては修正をかけることも検討が必要かと考えております。

四王天委員	よく頑張っていらっしゃるという評価かもしれません。よろしくお願ひします。あともう一点だけ。「柱5」の家庭・地域等の多様な主体との連携・協働というところは、90%以上で非常に高い達成度ですが、若干下がり気味というのが非常に気になるところです。これに対する分析は何かございますでしょうか。
川島教育政策推進課担当課長	「柱5」の指標の、保護者や地域の人との協働のところでございますね。こちらは先ほども少し申し上げたのですが、全体としては9割以上の学校に学校運営協議会が立ち上がったところがございますが、コロナ禍ということもあって、新設校におきましては、地域の方々をしっかりとここに巻き込んで進めていくということがなかなかうまくできなかったというところがございますので、そこについてのサポート、取組の質の向上については、今年度からしっかり取り組んでおります。
四王天委員	ちなみに、この実績値は学校からのヒアリングでしょうか。
川島教育政策推進課担当課長	こちらにつきましては、全国学力・学習状況調査の中に項目がございまして、そちらの項目から数字を出しているものでございます。
鯉淵教育長	ほかにはいかがでしょうか。
森委員	<p>御報告ありがとうございます。たくさんデータの御説明で、一つ一つ見ていく中で思うこととしては、一つ一つのデータの中にアウトカムの部分と、実際に何をしたかの部分の両方の数字があると思います。その中で、アウトカム、例えば子供たちの自尊感情が特にどうだったかですとか、保護者が個別の支援をされているかという感じ方の部分の数値を見ていくと、おおむね一つ一つがキープできている、若しくは向上しているというところが見えます。なので、まだ二つのデータしかなく、かつ、差がまだ微増というところで、有意差があるかどうかもまだ分析対象だと思ひますのと、一時的に上がったのかどうかというところは見えないので、まだ評価し切れなひとは思ひますが、まずはこの数値が出たということは一つ大事なポイントだと思ひます。</p> <p>ただ、その指標と取組の関係性というのを見ていく必要があると思ひています。特に注目して見ていたのは、23ページの「資質・能力が向上した教職員の割合」が92%から91%になっています。いろいろな研修の必要性というのがこの会議の中でも話され、研修もいろいろな角度から行っただけいっている中で、でも、自分自身はそうじょうに実感できていないというじょうなお気持ちを持っている方々がいるというところ、仮に一つ一つの下の取組の数字が上がっても、上が上がらないのは何でだろうと、その行き来は大じょうだと思ひています。なので、そこはそのじょうな見方をしてみないといけなひということが、まず一つ思っただけです。</p> <p>ほかにも着目したポイントがあるのですが、例えば15ページのY-Pアセスメントです。上の指標には子供たちの自尊感情のデータがありますが、微増です。本じょうは100%になっただけほしいのですが、48%が49%になっています。その中でも、「主な取組」の「2 『子どもの社会的スキル横浜プログラム』の効果的な活用推進」の「Y-Pアセスメント年間2回以上活用実施校の割合」は、中学校が28%から76%まで上がっただけいます。私は実際にこれを行っただけいる授業の様子を見せただけいただきましたが、子供たち一人ひとりが自分を認めてほかの人たちの感</p>

情を感じ取ってというところで、浸透していくと良いなと思った取組でしたので、このように取り組んでいる学校が増えていることはすごく大事で、良いことだと思います。これだけ数字が伸びた背景というのは、どんなことをされたのかというところを教えてくださいませんか。

川島教育政策
推進課担当課
長

こちらにつきましては、令和4年度より全市立小中学校で、計画的に年2回以上のY-Pアセスメントの実施というものを位置づけておりますので、小学校においては、そもそも76%、4分の3ぐらいが実施していたところから90%以上まで伸びております。中学校においては、大分50%近く伸びておりますので、2回実施するというところで、その支援をしているところかと思えます。令和7年度においては100%に向けて、学校への支援をしっかりとしたいと思えます。

森委員

ありがとうございます。そうした、ここが聞きどころではないかみたいなのが、実際にそういうふうを感じるという方が増えていくことにつながっていくと良いなと思えます。

あと、8ページに戻りますが、国際教室の話です。初めて国際教室を担当する教員を対象にした研修というのはすごく大事だと思うのですが、日本語支援アドバイザーによる学校訪問回数というところで、目標400回に対して、今、102回が125回に伸びていると。ここがなかなか伸びづらい背景は、人の確保が難しいということなのでしょうか。その背景がもしあれば教えてください。

鯉淵教育長

所管からお願いします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。御質問ありがとうございます。まず、前提としまして、8ページに書かれている令和7年度の目標値は、日本語支援アドバイザーを4人に増員して、4人になったときの回数という前提でございます。現在は2人です。ですので、102回のところも125回のところも2人で行っております。コロナ禍で思うように訪問できなかったということがまずあります。人材確保はもちろん大事なことで、それも課題だと考えております。国際教室の指導ができる人を指導できる人、これはそれなりの経験も必要ですので、こちらも一方では行っているのですが、コロナ禍で、これはもしかしたら副産物かもしれないませんが、オンラインの相談会や研修ということが、この国際教室の分野においてはすごく進みまして、即時相談など、かなり相談会等も行っております。電話相談もメールの相談もかなり活発になっております。ですので、訪問に限らず、実質的な相談をかなり増やしていったら、これは今のところ数値には出てきませんが、聞き取り等をしていきますと、国際教室の教員たちはそこで学んだことをかなり生かして実践しているということがありまして、効果は上がっていると思っております。実際、この目標値に向けては、人数の増員も含めて考えていきたいと思えます。

森委員

ありがとうございます。今後、この支援を必要とする子供たちと、指導する教員の支援がより高まっていくと思えますので、引き続き、ぜひその強化をお願いしたいと思います。今ICTの話が出ましたが、このICTの指標とほかの指標というのがばらばらと出ていますけれども、今話があったように、それを使いこなせる教員が、各授業の中で取り入れることによって、子供たち一人ひとりの学習の見取りや状況が見えてくるということもあると思えます。その両方の、指標同士の横のつながりもみんな確認できていくと良いだろうというのは、今

お話を聞いていて思いました。ありがとうございます。

あと、最後の1点です。不登校のところで、先ほどの話ともつながってくるところですが、ページでいうと7ページです。「不登校の支援を受けている児童生徒のうち、安心できる居場所があると感じる割合」とありますが、こちらの数字も78%か79%に上がっていて、逆に「自分に合った学びの機会を得ることができた割合」というのが少し下がっている状況だと思います。ここで答えている児童の母数ですとか、この数字について少し補足いただけますでしょうか。

鯉淵教育長

所管のほうからお願いします。

末吉人権教育・児童生徒課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の末吉と申します。7ページで御指摘いただきましたが、上のところに不登校の関係で二つの指標を設けております。「不登校の支援を受けている児童生徒のうち、安心できる居場所があると感じる割合」、また、その下は「不登校の支援を受けている児童生徒のうち、自分に合った学びの機会を得ることができたと感じる割合」ということで、ここにつきましては、教育委員会事務局で行っております不登校児童生徒支援事業を受けている児童生徒に対してアンケートを行い、回答していただいた児童生徒の数が母数ということになっております。二つの指標で若干、対象者が違うのですが、数としては大体130人前後に回答していただいております。上のところは78.9%が79.9%、逆に、学びの機会のほうは83.2%が76.3%と下がっているというような状況でございます。どちらも目標値は85%ということで、安心できる居場所、自分に合った学びの機会、どちらもバランスよくこの数字を上げていくことが大事だと思っております。特に学びの機会の向上については、例えばハートフルルームや校内ハートフルといったところで不登校児童生徒支援員と教科担任との連携、また、横浜どこでもスタディやオンライン学習教材の活用といったところを引き続き進め、こちらの数値の向上に取り組んでいきたいと考えております。

森委員

ありがとうございます。今、御説明があったように、母数が130人ということで、先ほどの数字と照らし合わせると、本当にまだ一部の方々ですが、その方々に対しては、まずは居場所を提供できるようになっている、数字が少し上がっているということです。ただ、その外側にある数字がすごくたくさんあるということの認識を常に忘れずに、この数字を拾うということが大事だと思っています。あと、今、上げていくことが大事ですという話がありましたが、学ぶ段階にはないお子さん、学びよりまずは休むことが必要だというお子さんにとっては、この数字があるから学ばなければならないというのが逆効果のときもあるので、その子に応じた学びの機会の中には、ぜひその定義というのでしょうか、扱いは気をつけていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

木村委員

いくつか意見を言いたいのですが、例えば数値目標などがあって、数値が出ると、先ほども言ったように指標をクリアしたから良かったのではなくて、数字はあくまでもそれだけ見ると何の意味も持たないです。変化した意味、データの意味をどう解釈できるかが大事です。先ほど石川学校教育企画部長が言ったように、このように変化したことで中身的にはこうですという解釈が一番大事であって、データをクリアしたうんぬんではなく、変化したことで何をここで見取れるかということではぜひお願いします。特に資質・能力というのは、なかなか数値に表し切れない。でも、何かを比較するときには数値を出しますが、実際は何なのか。あるいは、空調設備の数を増やす。これは数字で明らかに分かるもので、数字で見

えるもの見えないもの、その辺りをしっかりと全体として押さえていただきたいなと思います。

あと、皆さんがいろいろなことを言われたので、一つだけ。安全・安心な施設環境の確保、26ページのところになるでしょうか。今は子供たちの安全、特に夏場は、今年も熱中症がすごかったです。これほど熱中症に対して啓発したりいろいろなことがなされているのに、右肩上がりです。同僚の環境生理学の学者に聞くと、「環境が変わって、昔と違う」と。何が言いたいかという、かつては寒かったら服を着る、暑かったら自分で外気温に適応できたけれども、今はできない。なぜか。ピッと押したら適応できる。そういう環境下にある子供たちではなくて、私たちみんなそうですが、そういった中で我慢させるよりも、環境を整えるということが命を守るために一番大事だと思っています。環境に慣れる前に病気になったら大変ですので、ここはやはり早急に取り組むべきかと思います。多く勘違いされているのは、汗をかいていないからと言いますが、汗はかいています。ここにいるみんなも今汗をかいています。つまり、有効発汗と無効発汗があって、有効発汗はここで気化する熱ですよ。だから流れるのは無効発汗です。活動したり何かしているときは発汗しているということで、環境をどう整えるか。そのためにはお金がかかりますが、こういったところは最優先で取り組んでいただければと思います。

この柱全て、施策全て、ものすごく重要ですので、ここはやはりまず、いけるところからいく。そして、数値はどのように解釈できるのか。ここをクリアにいただければと思います。以上です。

鯉淵教育長 御意見ということでよろしいでしょうか。

木村委員 はい。

鯉淵教育長 それでは次に、「第4次図書館情報システムの稼働に伴う令和5年度の年末年始休館について」、所管課から御報告いたします。

下澤中央図書館長 おはようございます。中央図書館長の下澤です。いつも御指導いただきましてありがとうございます。案件、「第4次図書館情報システムの稼働に伴う令和5年度の年末年始休館について」、御説明いたします。資料は企画運営課長から御説明いたします。

小田川企画運営課長 企画運営課長の小田川でございます。よろしく願いいたします。資料を御覧ください。令和5年度の年末年始休館でございますが、システム更新を予定しておりますので、まず、そのシステムの新たな機能・サービスにつきまして御説明させていただきます。

下の図を御覧ください。「新機能の一部をご紹介します」の隣でございます。スマートフォン向けに最適化された画面で操作しやすくしたいと考えております。その右側でございますが、「デジタル図書館カード」といたしまして、現在は本をお借りいただきますのに、プラスチックのカードをお持ちいただき御提示いただくという形にしておりますが、スマートフォンで表示できるようになりますので、カードをお持ちでなくても御利用いただけるという形になります。

その下の段を御覧ください。「LINE連携」といたしまして、今、LINEをお使いの方が非常に増えておりますので、横浜市の公式LINEアカウントに図書館のメニューを追加しまして、蔵書検索、お問合せへのAIを活用した対応

などができるようにしたいと考えております。

また、中段の右側でございますが、「Web書棚」ということで、現在は、本を検索していただいた場合、文字でお示しすることが中心になっておりますが、そこに、新しい本と出会う体験をWeb上で実現したいということで、探した本の近くにある本を、書棚を見るように、背表紙が並んでいるようなモードですとか、表紙を御覧いただけるようなモードで探すこともできるようにしたいと考えております。

また、一番下の段でございますが、「オンライン利用者登録」。こちらは今、図書館の新しくカードを作るなどのときには図書館の窓口にお越しいただいている状況ですが、登録、更新、登録内容の変更がオンラインでできるように準備を進めているところでございます。

右下の「資料探索AI」でございますが、明確にこんな本を借りたいというようなしっかりした言葉のとおりでなくても、関連した文字を入力すれば本を御紹介できるということで、オンラインでこういったことができるというのは全国初のサービスとなっております。

裏面でございますが、こうした準備のために臨時休館をさせていただきたいということでございます。令和5年12月25日から令和6年1月14日まで、横浜市立図書館と移動図書館、図書取次サービスにつきまして、ちょっと御不便をおかけいたしますが、お休みさせていただいて機器の入替え準備などを行っていきたいと考えております。

一番下のオレンジで囲まれているところでございますが、令和6年1月15日からは通常どおり、午前9時30分から午後5時まで図書館は開館して御利用いただけるということと、新たな蔵書検索のページにつきましても午前9時30分以降、御利用いただけるという形になっております。そして、こちらの市民の皆様への周知でございますが、今御覧いただいている臨時休館のお知らせのページだけでなく、表面の新たな機能につきましても御一緒に御案内することで、御不便をおかけした後にこういった様々新たにできることが増えるということも御一緒にお示しできればということで、現在、横浜市内各所へのポスターの配布や、今後の広報などについても準備を進めているところでございます。御説明については以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

ありがとうございます。これはすごく良い改善だと思います。これをする事によって、どんな方々のアクセシビリティを高めようとか、誰にどのように使ってほしいと思っていらっしゃるのでしょうか。

小田川企画運営課長

現在の図書館情報システムは、やはり慣れた方でないと使いにくいですとか、スマートフォンではなかなか使いにくいということがございます。こちらの新機能は、今、皆様がお持ちのスマートフォンでも非常に利用しやすくなりますので、今までちょっと使い勝手が悪くてなかなか御利用が遠のいていた、あるいはお使いいただいていたとしても少し検索がしにくいと思われていた方に、便利に使っていただければと考えております。

森委員

もう一つ、こういったことでAIの力も借りながら調べたいことにたどり着きやすくなると思います。全国初の資料探索AIというのも入るということですが、そうすると、リアルな空間だったり、リアルな司書の役割というのはどのよ

うに変わってくると思いますか。

小田川企画運
営課長

こうしたシステムが発達することによりまして、リアルな場で生身の人間でないとできないことということで、司書に求められることも変わっていくのではないかと考えております。生身の人間が対応させていただくからこそ、こういったAIを使っても、利用者の方が入力についてもなかなか言語化できないような部分を司書が引き出していくですとか、あるいは人と本をつなぐだけでなく、本以外の様々なことにつないでいくなど、そうしたことも求められていくようになるのではないかとということで、現在、図書館ビジョンの検討も進めていますが、図書館ビジョンができた後にそういったことを実現するために司書は何ができるのか、あるいはその力をつけるためにどうしていけば良いのかということも併せて考えていかなければならないと思っています。

鯉淵教育長

ほかにはよろしいですか。

四王天委員

システム更新ということで、周到的準備のためにこれだけの休館をされるのですが、一般的に考えると、3週間の利用サービス停止というのはちょっと痛いというのが私の本音です。3週間の利用者への不利益ですよ。これはやはり最小限にとどめるような努力をきちんとされたということでしょうか。

小田川企画運
営課長

こちらのシステム更新につきましては、現在稼働しているシステムのサービスが終了してしまうことにも伴い、やらざるを得ないということでもございました。この切替えのタイミングにつきまして、もともとお休みを頂いております年末年始の休館に合わせて確保することで、図書館の中での作業を年末年始の休館の部分でも一部行うことにより、なるべく市民の皆様が御利用できる日数を少しでも伸ばしたいということで設定させていただきました。また、事前にできる準備についてはなるべく事前に準備することで、御不便をおかけして申し訳ないのですが、日数を少なくということで検討した結果でございます。

四王天委員

分かりました。周到的準備ということですね。ただ、もしこれを早めることができるのであれば、早期オープンぐらいの対応はできれば良いと思っています。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

大塚委員

新たな機能やサービスが始まるということで期待も大きいと思います。今、四王天委員がおっしゃった休館期間の不利益という部分もありますが、実際にこの機能やサービスが始まったときに、それを利用していらっしゃる方々からの評価というのはどのような形で得ていくのでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

小田川企画運
営課長

御利用いただいている方の評価につきましては、窓口や広聴などで市民の方から頂くことが多くなっていくかと思っています。実は現在もまだリリース前ではございますが、作っている途中のシステムにつきまして、市民の方に御協力いただきユーザーテストというのを実施したところでございます。そこで少しでも使い勝手が良くなるように現在検討を進めておりますのと、そうは言っても新しいシステムに慣れるのがなかなか難しいという方もいらっしゃるかと思いますので、き

め細かく御案内する、例えば講座などにつきましても今後検討していかなければならないと思っています。

大塚委員 利用される方のニーズも様々ですし、御経験値も様々な状況の中で、ぜひ利用されている方の評価を取り入れて、より良いものにしていただきたいと思います。お願いいたします。

鯉淵教育長 よろしいでしょうか。それでは次に、「市立図書館秋のイベント『やっぱり読書の秋』について」、所管課から御報告いたします。

下澤中央図書館長 続きます、案件名は、今お話がありました「市立図書館秋のイベント『やっぱり読書の秋』について」、企画運営課長から御説明いたします。

小田川企画運営課長 引き続き、企画運営課長の小田川から御説明させていただきます。「市立図書館秋のイベント『やっぱり読書の秋』について」ということで、先日、夏のキャンペーンにつきましては主にお子様向けということで御紹介させていただきましたが、読書の秋、この秋のイベントにつきましては、主に大人の方向けを中心に企画させていただいております。

「実施期間」としましては、記載のとおり令和5年10月24日から令和5年11月30日、市立図書館全館で講演会や企画展示などを行っていくということで、ぜひ図書館に足をお運びいただきたいと思いますと考えております。

表面に「中央図書館企画展示」について記載しておりますので、御紹介させていただきます。「横浜ジャズ物語—ジャズ喫茶ちぐさの90年」ということで、ジャズファンやミュージシャンの方に愛されておりました喫茶につきまして、今年、「ジャズミュージアムちぐさ」として新しく生まれ変わるとお聞きしております。こちらは年内にはオープンしたいということで関係者の方にお聞きしておりますが、こちらを記念して、歴史を振り返るような展示を令和5年10月11日から令和5年11月19日まで実施しておりますので、ぜひ足をお運びいただきたいと思いますと思っております。昨日の神奈川新聞にも御掲載いただいたところでございます。

そして、裏面でございます。「各図書館で開催予定の主なイベント」でございます。大変数が多くなっておりますので、一件一件の御紹介につきましては省略させていただきますが、もともとの利用者の方、あるいは未利用者の方で御興味を持って足を運んでみようとさせていただけるように、あるいは一緒に読書活動の推進に関わっていただく方向けに、各図書館でも様々工夫してイベントを行っておりますので、こちらにつきましてもぜひよろしく願いいたします。御説明は以上でございます。

鯉淵教育長 説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。

特になければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第32号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について」、教委第33号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉淵教育長 それでは、教委第32号議案及び教委第33号議案は、非公開といたします。審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。

片山総務課長

次回の教育委員会定例会は、11月16日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、12月1日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、11月16日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、12月1日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第32号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第33号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時20分]